## 昭和三二年(ク)第三三号

抗告人は本件抗告状(東京高等裁判所昭和三二年(人ナ)第一号人身保護請求事件の決定に対する上告申立書)に補正命令に定めた期間内に印紙をはらないから、 右抗告状は却下する。

昭和三二年三月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 斎 藤 悠 輔